

○重伝建のまち桐生ロゴマークの使用に関する要綱

(平成 24 年 7 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、重伝建のまち桐生ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークの利用)

第 3 条 市長は、桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区を広報するため、ロゴマークの積極的な利用を促すものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第 4 条 ロゴマークに関する一切の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、桐生市に帰属する。

(使用対象者)

第 5 条 ロゴマークを使用できる者は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。ただし、桐生市のイメージ及び知名度の向上並びに桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区の広報に資すると市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市内に住所を有する法人その他の団体又は個人であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う事業者に該当しないこと。

(使用料)

第 6 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項等)

第 7 条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (2) 市の品位を傷つけないこと。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用しないこと。
- (4) 不当な利益を得るために利用しないこと。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来さないこと。
- (7) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (8) ロゴマークを使用して自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。

2 市長は、次に掲げるものについて、市の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。

- (1) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等
- (2) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業
(使用の中止)

第8条 市長は、使用者が前条第1項各号のいずれかを遵守しないときは、当該使用を中止させるものとする。

2 市長は、前項の規定により使用を中止したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に際し市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

別図(第2条関係)

